

【事業方針】

みんなの「あい」でつくる共生のまちをめざして

令和6年度（2024年度）は、第4期地域福祉活動計画の2年目を迎えます。この計画で重点目標として掲げています福祉委員会活動の取り組みについては、令和5年度（2023年度）に福祉委員会推進委員会を開催し、住民のみなさんと取り組みについて一緒に考え、このことを基本において令和6年度（2024年度）に取り組みを進めていきます。

特に見守り・支えあい活動（気かけあう会議）の取り組みを進め、見守りネットワークの推進を図ります。

あわせて、日常におけるこの取り組みが、災害時の要配慮者の避難にもつながっていくことを踏まえ、近助事業の取り組みとともに推進をしていきます。

令和4年度（2022年度）から「地域共生社会」の実現に向けて竜王町は、「重層的支援体制整備事業」を本格実施し、社会福祉協議会も事業委託を受けて事業実施しています。これまで町が直営で行ってきました自立相談支援事業の一次相談を新たに社会福祉協議会で行います。多機関と協働しながら相談事業を実施するとともに、身近な地域で見えにくい困りごとを抱えた方へのアウトリーチ等を通じた支援（民生委員児童委員等との連携も含む）を実施します。

令和6年度から新たに一時預かり事業を受託します。この事業は、保育所等を利用していない6か月から2歳児までの乳幼児で家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を対象とした事業となります。町の掲げる「こどもまんなかの竜王町」の施策の一環の取り組みとなりますが、社会福祉協議会においても地域全体でこどもを応援する取り組みを推進していきます。

竜王町社会福祉協議会は、計画期間の2年目となる地域福祉活動計画の基本理念である『みんなの「あい」でつくる共生のまち 竜王』を具体化するため、「風土づくり」「仕組みづくり」「体制づくり」という3つの基本目標を掲げ、地域福祉計画と連携・協働して計画推進に努めていきます。

【重点的取り組み】

1. 福祉委員会活動の取り組みによる見守り支えあい活動の推進

竜王町は、自治会ごとに福祉委員会を組織し、小地域福祉活動に取り組んでいます。令和5年度に開催した福祉委員会推進会議で協議されたことを踏まえ、地域における見守り支えあい活動を推進します。

2. 災害時に対応できる社協組織づくり

竜王町での災害に備え、災害ボランティアセンターの体制整備をはじめ、社会福祉協議会事業の継続性を担保できるようBCPを作成します。

特に災害ボランティアセンターの立ち上げについては、社協、役場、関係機関とが連携して取り組めるよう課題整理、マニュアルの作成を行います。

3. 重層的支援体制整備事業の推進による相談事業の取り組み（自立相談支援事業一次相談の実施）

自立相談支援事業の一次相談を新たに実施します。多機関と協働しながら相談事業を実施するとともに、身近な地域で見えにくい困りごとを抱えた方へのアウトリーチ等を通じた支援（民生委員児童委員等との連携も含む）を実施します。

4. 一時預かり事業の実施とグループの再編

保育所等を利用していない6か月から2歳児までの乳幼児で家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を対象とした一時預かり事業を受託します。

受託事業が増えることからグループを再編し、一時預かり事業のほかこどもひろば、生涯現役事業の受託事業およびふれあいプラザの指定管理事業を1つのグループとして再編します。

5. 人材育成（体制づくり）

地域福祉活動等の取り組みを通して、スーパーバイザーの指導を受け、社協の人材育成や体制強化に取り組めます。

【事業実施計画】

I 法人運営グループ

1. 法人組織・事務局機能の強化

■法人運営機能の充実・強化

(1) 理事会

業務執行上の事項および当面する課題について審議し、その企画立案を行います。

(2) 評議員会

運営管理上の重要事項および業務執行上の基本方針について、審議、議決を行います。

(3) 監事会

運営管理、事業の執行状況および財産の状況等について監査を行います。

(4) 評議員選任・解任委員会

評議員の選任や解任時に開催し、中立性を担保し、適正な選任や解任を行います。

(5) 会長・副会長等三役会議

業務執行上の事項および運営管理上の事項についての方向性を検討します。

(6) 財務・労務管理

税理士と委託契約を行い、定期的に監査指導・助言を受け、財務管理の透明性を確保するとともに、社会保険労務士との契約も行い、適切な労務管理に努めます。

■部会・委員会機能の充実・強化

(1) 法人運営部会

法人の経営方針、組織の充実および事業財源の安定化・拡大等を検討し、理事会に提言します。

(2) 地域福祉推進部会

地域福祉事業の充実・強化のための方向性を示し、本会が推進する事業の評価および将来的な展望を理事会に提言します。

また、地域福祉ブロック別懇談会等の開催に向けての調整を行います。

地域福祉活動計画の進行管理にかかる提言を行います。

(3) 受託事業部会

社会福祉協議会が受託している事業の取り組みを計画的に推進するため、その評価お

よび展望を理事会に提言します。

(4) 広報部会

「福祉りゅうおう」を発行するにあたり、企画編集を行い、社協の事業活動の紹介や情報の提供を通して、地域住民の福祉意識の啓発を図るとともに、社協諸事業の説明責任を果たします。

■役職員研修会等の実施

(1) 役員研修

滋賀県社会福祉協議会や同会長会が主催する社協役員研修などに参加し、研鑽に努めます。

(2) 職員内部研修

内部研修などを実施することにより、本会職員としての自覚を醸成します。また、適宜、外部から講師を招くなど、職員の資質向上をめざします。

(3) 局内会議の実施

定期的に局内会議（事業進捗会議、地域福祉シェア会議、こどもひろば企画会議、生涯現役事業内部会議等）を実施することにより、細やかに事業の遂行状況の把握や評価を行うとともに、職員の主体性を促し、責任を持って事業に取り組む姿勢を促します。

(4) 研修会への参加

滋賀県社会福祉協議会等が主催する社協職員研修などに積極的に参加し、県内他市町職員と研鑽や交流に努めます。

2. 安定した事業財源の確保

■会員会費の拡充

(1) 一般（世帯）会員加入の理解促進

自治会の協力のもと、世帯 1,000 円の一般会員の募集を行い、事業財源の確保と地域福祉活動の充実をめざします。

令和 5 年度から自治会依頼事項の見直しのため、募集方法の変更を行っています。

(2) 賛助会員の加入促進

これまで企業・商店等に対して賛助会員の加入促進を図ってきましたが、今後、個人の賛助会員加入に向けて、理解と協力をいただけるよう努めていきます。

■新たな事業財源の確保

(1) 助成金の活用

助成金申請を積極的に行い、新たな財源の確保に努めます。

(2) 広報広告募集

広報広告の募集など、新たな財源の確保などに努めます。

■善意銀行の管理・運営

(1) 善意銀行運営委員会の開催

寄附金の管理と目的に沿った使途および必要時の地域福祉推進活動者への預託金払い出しのための審議を行います。

(2) 災害時等の支援に要する費用の管理

災害時に備えた費用の準備と必要時の活用

II 地域福祉推進グループ

1. 地域福祉活動計画の進捗管理

(1) 地域福祉活動計画の進行管理

社会福祉協議会が主体となる取組については、本計画に基づいて事業や活動を実施し、地域福祉推進部会において進行管理を行い、推進します。あわせて、計画の評価を行い、行政の地域福祉計画推進委員会と連携して、計画の見直しや改善を行います。

2. 地域福祉活動計画の推進

1. わかりあい わかちあいで人づくり

(1) 共生の心を育む学びの場づくり

①人権理解・男女共同参画のための学習・啓発

福祉委員会等で性別や世代にとらわれず参画を進めるための研修の開催

・福祉委員研修会の実施（啓発）

②属性を超えて共に生きるための学習・啓発

福祉学習や体験講座の開催やプチどら★にここプロジェクトの実施

・福祉学習の推進
・プチどら★にここプロジェクトの実施

(2) 多様な関わりを増やすしかけづくり

①多様な地域活動のあり方の協議・提案	
ALL 竜王見守りあいプロジェクトの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等連携会議の開催 ・見守りあいプロジェクト推進のための企業等とのネットワーク構築に向けた取り組みの推進
これからの住民福祉活動推進会議の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進部会で推進会議の進め方について検討 ・福祉委員会推進会議の開催

②身近な圏域におけるネットワークづくり	
生活困窮者支援のためのネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・フードバンクの取り組みを推進するにあたり、支援団体とのネットワーク強化 ・新たな団体と連携したフードバンクの実施

③地域活動を促すコーディネート機能の拡充	
ボランティア活動の啓発と参加のコーディネート	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動相談、ボランティア登録、連絡調整機能 ・広報やホームページ等による情報提供 ・ボランティア活動保険の加入 ・ボランティアセンター運営に関する協議 (ボランティアセンター運営委員会の開催)
社協の地域福祉人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーバイザーの指導を受け、地域福祉の専門職としての人材育成の取り組み

2. であい 支えあいで地域づくり

(1) 多様な交流の場づくり

①多世代が交流する場の推進	
コミュニティカフェの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティカフェの開催支援 ・レクリエーション用品等の貸し出し
オンラインカフェの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS やオンラインを使ったカフェや見守り等を提案
多世代交流を図る子ども食堂等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域等で多世代交流する取り組みにおいて、子ども食堂等の開催の啓発

②同じ悩みを持つ人が集まり、語る場づくり	
竜王町こどもひろばの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもひろばの開催
当事者団体との協働や参加のコーディネート	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体の活動把握と連携した取り組みの実施 ・当事者団体への参加のコーディネート

③テーマでつながる場づくり	
テーマ別地域福祉活動情報交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・集いの場スタッフ交流会の開催 ・福祉委員交流会の開催

(2) 地域での支えあいの仕組みづくり

①地域の中の困りごとを共有する仕組みづくりの推進	
気にかける会議の開催支援	<ul style="list-style-type: none"> ・気にかける会議の啓発 ・モデル地区での検討と実施
自治会域の活動では解決できない課題について、自治会域を超えて実施する仕組みの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉委員会推進会議の開催

②日ごろの見守り活動の推進	
福祉委員会や住民同士の見守り・支えあい活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉ブロック別懇談会の実施 ・地域カルテを活用した支援 ・気にかける会議の啓発 ・見守り・支えあい活動の検討と実施
見守りを兼ねた一人暮らし高齢者配食事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り配食事業の実施
コミュニティカフェなど集いの場の開催の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・集いの場を開催するグループの支援 ・レクリエーション物品等の貸し出し

③安全な暮らしを守る地域づくり	
災害を見据えた「近助事業」の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で災害について話し合う機会の設定 ・近助事業の啓発と実施地区への支援
災害ボランティア活動の仕組みの整備や講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター開設に向けたネットワーク構築のための連携会議の開催 ・災害ボランティア講座の開催

3. 助けあい 関わりあいで暮らしづくり

(1) 相談・情報提供体制の充実

①不安や悩みを受け止める相談体制の確保	
心配ごと相談や弁護士無料法律相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・心配ごと相談 ・弁護士無料法律相談
社協事業や地域活動で把握された情報を行政と共有	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチを通じた支援による把握 ・行政主催の会議への参画による情報共有 (重層的支援会議、生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議、ひきこもり支援検討会議、精神ケア会議等)

生活困窮者への相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立相談支援事業 (一次相談事業の受託) 生活福祉資金貸付事業 (相談・貸付の他、貸付者へのフォローアップ)
----------------	--

②埋もれている悩み事への早期対応	
フードドライブ事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 食料支援を必要とされる方の把握をアウトリーチや民生委員児童委員との連携により把握
集いの場参加者の悩みに早期に気づくためのスタッフ向け研修の開催	<ul style="list-style-type: none"> 福祉委員研修の開催 集いの場スタッフ交流会での啓発

③虐待・家庭内暴力の予防と対応	
民生委員児童委員の赤ちゃん訪問への協力	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員児童委員協議会事務局運営 民生委員児童委員からの相談対応
民生委員児童委員や福祉委員への研修を通じた虐待防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 民児協定例会での研修や福祉委員研修で虐待防止に関する研修の実施

④情報を入手しやすい環境の充実	
社協広報誌、ホームページ、SNSによる情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 「福祉りゅうおう」の発行 こどもひろばだより「どらんちゅ」の発行 「元気クラブだより」の発行 ホームページやSNSによる情報発信
一人暮らし高齢者の配食サービス実施時にニュースレターの発行	<ul style="list-style-type: none"> 見守り配食事業
福祉委員に配付したタブレットによる情報発信や情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 福祉委員活動の支援

(2) 支援を必要とする人を支える体制づくり

①生きづらさを抱える人たちへの支援の推進	
フードドライブ事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 支援団体を通じた食料品等のお渡し
支援を必要としている子どもを気にかけて子ども食堂の実施の支援	<ul style="list-style-type: none"> 支援を必要としている子どもたちが参加しやすく、居場所となるような子ども食堂の啓発 子ども食堂ネットワーク会議の開催
就労支援（体験）の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> 社会（就労）体験の受け入れ調整と新たな事業所の開拓

②成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の推進	
地域福祉権利擁護事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉権利擁護事業 成年後見制度への移行支援

3. 仲間づくり・生きがいづくり

■各種サロン・講座の開催

(1) 生涯現役事業「いつまでも元気クラブ」

鏡・弓削・鶴川ふれあいプラザ等で概ね60歳以上の方を対象に介護予防を目的として生涯学習や趣味活動、健康維持、仲間づくり、ボランティアなど様々な活動を開催します。

(2) いきいき趣味活動（高齢者趣味活動）

ふれあいプラザにおいて、書道教室、編物手芸教室を実施します。

(3) 一人暮らし高齢者支援事業

年1回交流会を開催します。

4. 事務局運営

(1) 事務局支援

事務局の運営または事務局の支援を行います。

[事務局を担っている団体]

- ・ 竜王町共同募金委員会 ・ 竜王町民生委員児童委員協議会
- ・ 日本赤十字社竜王町分区 ・ 竜王町遺族会 ・ 竜王町護国社奉賛会

(2) 福祉団体への支援

福祉団体からの申請に基づき、活動費の一部を助成します。

町内の小・中学校を対象に福祉教育活動に対する助成を行います。

5. その他の事業、啓発活動等の実施

(1) 共同募金運動の推進

竜王町共同募金委員会の運営を行います。（詳細は共同募金委員会の事業計画を参照）

(2) 社会を明るくする運動の推進

推進委員会を開催し、社会を明るくする運動、青少年健全育成活動に協力します。

(3) 平和祈念事業

戦没者の慰霊と恒久平和の実現のため、竜王町平和祈念式に協力します。

(4) 社会福祉大会（地域共生フォーラム）の開催

行政と共催して地域共生フォーラムを開催します。それにあわせて、永年、社会福祉

の向上に寄与された方々の表彰等を行います。

地域福祉の推進を図るための講演会を実施します。

(5) 車椅子の貸し出し

在宅生活において、車椅子が必要な方に対して、無料で貸し出しを行います。

Ⅲ 受託事業グループ

1. こども支援事業の実施

(1) こどもひろばの開催

未就園児とその保護者を対象に親子の交流や講座を実施し、事業を通して子育ての不安等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。

(2) 一時預かり事業の実施

保育所等を利用していない6か月から2歳児までの乳幼児で家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を対象とした一時預かり事業を実施します。

2. 介護予防の取り組み

■各種サロン・講座の開催

(1) 生涯現役事業「いつまでも元気クラブ」

鏡・弓削・鵜川ふれあいプラザ等で概ね60歳以上の方を対象に介護予防を目的として生涯学習や趣味活動、健康維持、仲間づくり、ボランティアなど様々な活動を開催します。

■介護予防拠点施設の管理・運営

(1) プラザの管理

鏡、弓削、鵜川のふれあいプラザを町から指定管理者制度により管理を行います。

(2) プラザの運営

介護予防、地域交流、ボランティアの活動場所としての運営を行います。

(3) 貸館事業

地域が行う介護予防を目的とした事業等に対して、ふれあいプラザの貸館を行います。